平成２５年（フ）第９９号
千葉県成田市宗吾３丁目564番地18　グリーンハイツ102
債務者　篠田　　浩
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５３号
千葉県木更津市江川688番地28
債務者　本間　明美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５６号
千葉県袖ケ浦市蔵波台４丁目18番地４　たつきハイムＦ201号
債務者　田中　大典
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１８号
高知市神田2377番地142
債務者　芝原　　勉
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６５号
埼玉県戸田市川岸１丁目３番15―103号、破産手続申立時の住所埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　越谷寮
債務者　湊谷　海太
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2143番地９
債務者　鈴木　徳三
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2143番地９
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目83番地１　中村マンション202
債務者　高橋　晃平（旧姓太刀川）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
埼玉県越谷市東越谷６丁目102番地
債務者　渡邉　　泉
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
埼玉県三郷市彦成３丁目14番３―506号
債務者　新藤　直子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
埼玉県所沢市小手指町１丁目27番地の６　サンハイム１―106
債務者　小椋　節夫
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６０号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目１番３号　サクラハイツ101
債務者　八木　克彦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７５号
埼玉県坂戸市山田町５番96号レスポアール坂戸303号室
債務者　高田　智子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野202番地５
債務者　大塚　和良
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
福岡県築上郡築上町大字有安506番地２
債務者　楠　　正秀
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢区秋葉町105番地１　三和荘１―２
債務者　平　　君雄
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２３６号
埼玉県坂戸市西坂戸２丁目15番４号
債務者　江口　美幸
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５７号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目６番７号
債務者　五月女正二
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部